

Ein こぐま倶楽部規約

(名称)

第1条 この会は、Ein こぐま倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、伊東市十足南一碧台に置く。

(目的)

第3条 本会は、主に伊東市十足地区を中心とした地域に暮らしている方とともに、地域の住民が相互に助け合い、子どもや高齢者が生き生きと暮らしていける地域にするための活動を行い、主に地域の福祉に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) まちづくり推進活動
- (4) 環境の保全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 非営利活動に係る事業

- ① 子ども食堂事業
- ② だれでも地域食堂事業
- ③ 子どもの学習支援事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を3年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1人

(2) 副代表 1人

(3) 会計 1人

(4) 総務 1人

(5) 監事 1人

(選任)

第11条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は代表、副代表、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

5 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第14条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第15条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

- (2) 解散
- (3) 報告および決算
- (4) 計画および予算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 17 条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 18 条 会長は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 20 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 21 条 この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。